平成２４年（フ）第７４３号
千葉県市川市宮久保２丁目３番10号　コーポ藤201号
債務者　宮口美保子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７５１号
千葉県市川市北方町４丁目1930番地１　コスモプレイス市川東501号
債務者　北村眞知子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７５８号
千葉県船橋市夏見台１丁目20番17棟301号
債務者　小野寺直子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７７０号
千葉県市川市行徳駅前４丁目24番６号　シャルム杉山201号
債務者　田村　恵子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４６号
山梨県大月市賑岡町畑倉1240番地１　畑倉団地438号
債務者　井上喜久男
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
山梨県都留市田野倉1193番地８
債務者　守屋　直樹
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
長野県塩尻市大字贄川2081番地２
債務者　清水　賢司
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第５５号
長野県岡谷市御倉町８番45号
債務者　中泉　春樹
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第３９号
長野県上伊那郡辰野町大字赤羽156番地３
債務者　池田　孝実
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第４０号
長野県上伊那郡辰野町大字赤羽156番地３
債務者　池田フサ子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第４３号
長野県伊那市西箕輪3900―251　特別養護老人ホームみさやま、住民票上の住所長野県伊那市中央5001番地　マルコアパート101号
債務者　唐木　正志
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第１９２号
岐阜県下呂市金山町金山2739番地１
債務者　細江フミ子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２２１号
岐阜市柳ケ瀬通７丁目３番地
債務者　児島眞智子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５６号
岐阜県可児郡御嵩町比衣560番地55
債務者　杉山　　敦
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１３６５号
名古屋市守山区苗代１丁目５番５号　カトレ苗代202号、従前の住所名古屋市守山区喜多山１丁目４番16号　フォーブル喜多山205号
債務者　ヘアサロンアヴァンこと　野正　勝利
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３９１号
名古屋市千種区星が丘元町４番11号　天理教愛昭分教会
債務者　田村　　司
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１１号
兵庫県川西市一庫２丁目２番25号
債務者　畑中　高子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　神戸地方裁判所伊丹支部